

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○国土調査の成果の認証 (")	1
○道路の区域変更 (5件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2
○漁港漁場整備法による所有者不明の工 作物等の措置 (漁港漁場課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
○都市計画事業の施行 (")	3

告 示

高知県告示第21号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町拳ノ川字南山2398の2・2400の3（以上2筆国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第22号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成29年12月高知県告示第766号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第23号

須崎市桑田山甲の一部地区、香南市夜須町西山の一部地区、香美市土佐山田町西又、香北町有瀬、香北町谷相、物部町大栃、物部町柳瀬及び物部町押谷の各一部並びに香美市香北町東山地区、吾川郡いの町清水上分の一部地区並びに高岡郡佐川町乙の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 須崎市
 - 香南市
 - 香美市
 - いの町
 - 佐川町
- 調査を行った地域及び時期
 - 須崎市桑田山甲の一部
平成27年度及び平成28年度
 - 香南市夜須町西山の一部
平成24年度から平成26年度まで
 - 香美市土佐山田町西又、香北町有瀬、香北町谷相、物部町大栃、物部町柳瀬及び物部町押谷の各一部並びに香美市香北町東山
平成27年度及び平成28年度
 - 吾川郡いの町清水上分の一部
平成25年度及び平成26年度
 - 高岡郡佐川町乙の一部
平成26年度及び平成27年度
- 成果の名称
 - 須崎市地籍図及び地籍簿
 - 香南市地籍図及び地籍簿
 - 香美市地籍図及び地籍簿
 - いの町地籍図及び地籍簿
 - 佐川町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成30年1月16日

高知県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年1月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町川井字 柳淵682番1から 長岡郡大豊町川井字 柳淵683番1まで	前	14.5 } 59.1	188
	後	19.4 } 61.8	188

高知県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年1月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村久江ノ 上字フケノ木435番 3から 安芸郡北川村久江ノ 上字カキノ淵320番 1地先まで	前	A 7.0 } 58.0	190
安芸郡北川村久江ノ 上字フケノ木435番 3から 安芸郡北川村久江ノ 上字フケノ木435番 3から 安芸郡北川村久江ノ	後	7.0 } 58.0	190

上字フケノ上319番 まで			
------------------	--	--	--

高知県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成30年1月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内立目摺木字コザコ702番1から 須崎市浦ノ内立目摺木字西塩田308番7まで	前	7.8 } 38.5	620
	後	9.4 } 59.4	620

高知県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成30年1月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大内字大平山4281番1から 吾川郡いの町大内字ハシメン2353番1まで	前	4.4 } 52.0	320
	後	6.0 } 320	320

		52.0	
--	--	------	--

高知県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成30年1月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上ノ加江窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町黒石字鍛冶屋敷339番3から 高岡郡四万十町黒石字平田330番まで	前	9.2 } 12.4	160
	後	9.2 } 20.0	160

高知県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成30年1月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町戸中字ツヅラクロタキ67番1	510	平成30年1月16日

高知県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成30年1月16日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町正弘字上ミロハケ2431番1から 安芸郡安田町正弘字上ミロハケ2432番1まで	115	平成30年1月16日
安芸郡北川村久江ノ上字フケノ木435番3から 安芸郡北川村久江ノ上字フケノ上319番まで	190	平成30年1月16日

 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐市土地改良区の定款の変更を平成29年12月28日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成30年1月16日

宇佐漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
 - (1) 須崎市浦ノ内字下中山堂ノ浦 宇佐漁港水域
FRP船1隻（船名不明、船舶番号282-13862、船長6.30メートル、船幅2.00メートル）

- (2) 須崎市浦ノ内字下中山入戸 宇佐漁港入戸1水門内
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.58メートル）
- (3) 土佐市宇佐町萩谷川 宇佐漁港河口船溜
ア FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.25メートル、船幅1.20メートル）
イ FRP船2隻（船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル）
- (4) 土佐市宇佐町鍋島頭 宇佐漁港-1.0m泊地
FRP船2隻（船名、船舶番号、船長及び船幅不明）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年11月14日 29高都計第443号	南国市領石字八反田 627番の一部、627番 2、629番4	南国市領石627番 地 西本 隆康



都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成30年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中村都市計画道路事業（3・5・20号右山角崎線）
- 2 施行者の名称

- 高知県
- 3 事務所の所在地
四万十市古津賀4番61号 高知県幡多土木事務所
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
四万十市右山字明治及び字大谷並びに角崎字後田、字小路口及び字西屋敷地内
 - (2) 使用の部分
四万十市右山字明治及び字大谷並びに角崎字後田、字小路口及び字西屋敷地内